新斎苑整備に伴う町の区域及び名称の変更（案）について

東大阪市では、新斎苑の整備に伴い、建設予定地に係る町の区域及び名称の変更を検討しています。このたび、『東大阪市新斎苑整備に係る町名及び町区域変更審議会』（以下「審議会」という。）での審議を踏まえ、変更案を取りまとめましたので、市民の皆さまからご意見を募集します。

1. 変更する町名の案

新しい町名（案）	**ゆう凪町（ゆうなぎちょう）**
現在の町名	布市町三丁目の一部・中石切町六丁目の一部
変更の対象	新斎苑建設予定地に係る区域（詳細は別図参照）

※ 新斎苑建設予定地のみが町名変更の対象であり、周辺の民有地・住宅地は含まれません。

2. 町名変更を検討する理由

新斎苑の建設予定地について、町の区域と名称を整理するものです。町名案は、地域との関わり、親しみやすさ、分かりやすさ、将来にわたる使用などを考慮し、審議会で検討しました。

3.「ゆう凪町」を候補とした考え方

「ゆう」をひらがなとすることで、「夕」、「優」、「悠」、「結」など、様々な漢字の意味を重ね合わせることができます。また、「凪」は、静けさや安らぎを表すとともに、かつて河内湾や河内湖が広がっていた地域の歴史も連想させます。

こうした意味合いが新斎苑の基本理念・基本計画にも調和も踏まえ、審議会で評価され、「ゆう凪町」を変更案としました。

4. 今後の予定

令和8年11月2日～12月1日	パブリックコメント
令和９年１月	第４回審議会で意見を踏まえて最終答申
令和９年３月	市議会へ議案を提案、議決、告示
令和13年４月１日	新しい町名の効力発生日

【別図】

・町名変更対象区域

町名変更の実施範囲については、旧東事業所跡地や東部環境事業所、新斎苑の整備予定地を中心とした範囲（市有地のみ）。

区域	町区域変更範囲
①	布市町三丁目 510-6･571 中石切町六丁目 801-1･801-3･802-2･803-2･804-2･805-2･2955･2957
②	布市町三丁目 510-5
③	布市町三丁目 510-9

